

1年保存

事務連絡

平成14年4月6日

各公共職業安定所長
殿
土佐山田出張所長

高知労働局 職業安定部
職業対策課長

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する
法律の失効後における対応等に係る留意事項等の取扱いにつ
いて

地域改善対策関係業務の実施については、日頃からご尽力頂き感謝申し上げます。
さて、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効後
における対応等に係る留意事項等については、平成14年4月5日付け14高労安発第
130号をもって通知したところですが、今般、就職困難者の厳正な確認については
下記により取扱うこととしますので、御留意のうえ遺漏のないようよろしくお願
いします。

記

- 1 就職困難者の厳正な確認については、平成14年4月1日付け「地域改善対策
特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効後における対応等に係
る留意事項等について」関係5課長内翰の記2の(2)により、具体的には別添
1「就職困難者の取扱いについて」により対応することとする。
- 2 相談票については、別添2により使用することとする。

就職困難者の取扱いについて

「教育・就労環境等により安定所長が就職が著しく困難であると認めるものであって、35歳以上の者」の確認については、

1 基本的な考え方

「平成13年度末の地対財特法の期限切れにより、同和関係住民に対する特別対策は、平成13年度末をもって終了し、平成14年度以降は、就労面において一般との格差がみられる層を中心に、就職困難者に対する一般対策の中で工夫して対応する。ただし、一般対策の中での工夫については、一定期間経過後に所要の見直しを行う。」としている。(平成14年2月18日地域改善対策担当者会議資料No. 1参考)

2 今後の対応

- ① 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効後における対応等に係る留意事項等について」平成14年4月1日付関係5課長内翰の「2一般対策の活用に応じた留意事項」に基づき対応。
- ② 窓口での対応
 - (1) 事前に雇用保険の説明会等では説明しない。
 - (2) 個別に相談があった場合は、
 - ・ 同和関係住民として援護措置を受けたい旨の申し出があった場合は、同和関係住民に対する援護措置は平成13年度限りで終了しているため、今までのように同和関係住民であることのみでは、就職困難者に対する援護措置は受けられないことを説明する。
 - ・ 上記1の基本的な考え方を説明するとともに、これまでの援護措置対象者で「教育・就労環境等により安定所長が就職が著しく困難であると認めるものであって、35才以上の者」を対象としている旨説明する。
 - ・ 対象求職者が隣保館で「相談」を受けている又は受けることを希望した場合には「相談票」を渡す。
 - ・ 相談票の提出を受けた後に、安定所長が該当するかどうか判断するものであることを伝える。

3 留意事項

- ① 隣保館で相談実績がある者には、窓口で「相談票」の記入を求める。
- ② これから隣保館で相談予定の者には「相談票」手渡し、相談を受けた場合はすみやかに提出するよう説明する。
- ③ 隣保館とは日常的に連携・協力を図る。(「仕事探しのためのガイドブック」の活用等)

そうだんひょう
相 談 票 (本人がお書きください)

ふりがな 氏名	年 月 日生 (満 歳)
ふりがな 現住所 〒	電 話

○ 学 歴 (できるだけ詳細に記入してください。最終学歴については学校名を必ず記入してください。)

年	月	学 歴

○ 職 歴 (最近のものから記入してください。)

年	月	事 業 所 名	主 な 仕 事	企 業 規 模 (注1)	雇 用 形 態 (注2)
				イ 口 ハ	イ 口 ハ
				イ 口 ハ	イ 口 ハ
				イ 口 ハ	イ 口 ハ
				イ 口 ハ	イ 口 ハ
				イ 口 ハ	イ 口 ハ

(注1) イ (30人未満)、口 (30人以上100人未満)、ハ (100人以上) のうち該当するものを○で囲む

(注2) イ (常用雇用)、口 (臨時・季節)、ハ (日雇) のうち該当するものを○で囲む

○ 隣保館等における相談の概要 (最近のものから記入してください。)

相談年月日	相談に行った隣保館等名	担当者名	相 談 の 内 容 (具 体 的 に)

3年保存

14高労安発第130号

平成14年4月5日

各公共職業安定所長
殿
土佐山田出張所長

高知労働局 職業安定部長

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する
法律の失効後における対応等に係る留意事項等について

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効後における対応等については、平成14年4月4日付け高労発第305号をもって通知したところですが、今般、うえのことについて、平成14年4月1日付け職総発第0401001号ほか4号をもって厚生労働省職業安定局総務課長ほか4課長から別添写しのおり内翰がありました。

つきましては、その取扱いに当たっては遺漏のないよう特段の御配慮をお願いします。

5年保存

高労発第305号

平成14年4月4日

各公共職業安定所長
殿
土佐山田出張所長

高知労働局長

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する
法律の失効後における対応等について

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）が平成14年3月末をもって失効し、今般、うえのことについて、平成14年4月1日付け職発第0401003号をもって厚生労働省職業安定局長から別添写しのとおり通達がありました。

つきましては、その円滑な実施について遺漏のないよう特段の御配慮をお願いします。